

# 許 可 証

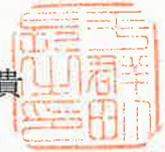
住 所 奈良県生駒郡平群町大字若井589番地

氏 名 有限会社 馬本賢商店  
代表取締役 馬本一男

令和6年2月9日付けで申請のあった上記の者に対し、平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条の規定により下記のとおり許可する。

令和6年3月15日

平群町長 西 脇 洋 貴



記

業務の種別	一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥に限る） 及び浄化槽清掃業
有効期間	自 令和 6年 4月 1日から 至 令和 8年 3月 31日まで
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。</li><li>2 町内より排出される浄化槽汚泥の収集運搬に限る。</li><li>3 申請車両以外での清掃及び収集運搬は行わないこと。</li><li>4 町が指定する場所以外への搬入は行わないこと。</li><li>5 町が搬入量を制限した場合、制限した数量以上の搬入は行わないこと。</li><li>6 町外浄化槽汚泥の持ち込みは行わないこと。</li><li>7 浄化槽清掃に付すべき条件 (イ)浄化槽の清掃は時期を失しないこと。なお、保守点検で浄化槽汚泥の堆積状況による清掃時期の指示を受けた後、適切に業務を行い必要以上の清掃を行なうことなく、廃棄物の減量に努めること。 (ロ)清掃完了後は浄化槽管理者の検査を受けその後張水を施すこと。 (ハ)清掃料金徴収後は領収書を発行すること。</li><li>8 許可申請書の内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更届を提出し町の承認を得ること。</li><li>9 町から要請した書類等に関しては、すみやかに提出すること。</li><li>10 許可条件に違反したときは、直ちに許可の取り消しをする。</li><li>11 一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業の取り消し、停止、休止、又は廃止をする場合、その事情のいかんを問わず町は、一切の損失補償には応じないこと。</li></ol>